

労働安全衛生法等の
改正事項
(2021.04～2022.03)

有限会社有賀コンサルタント

1/24

安衛則関連

2/24

公布:2022年2月 施行:2022年3月1日

1.安衛施行令・簡単ボイラー等構造規格改正

〈ボイラーの規制区分〉

危険性が最も高いボイラー	令第1条第3号の「ボイラー」(同号イ～へに掲げる以外のもの)のうち、同条第4号イ～ホに掲げる以外のもの
危険性が2番目に高いボイラー(小型ボイラー)	令第1条第3号の「ボイラー」(同号イ～へに掲げる以外のもの)のうち、同条第4号イ～ホに掲げるもの
危険性が最も低いボイラー(簡易ボイラー)	令第1条第3号イ～へに掲げるボイラー

上位2区分のボイラー:

検査・検定、使用・譲渡等の制限、設置届・報告等の規制

簡易ボイラー:

上記の規制なく譲渡、貸与、又は設置にあたって、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置の具備

3/24

- 「規制改革実施計画」により「一定の規格以下の木質バイオマス温水ボイラー」について、危険性が最も低い簡易ボイラーの区分に移行する。(現在は上位2区分に該当)
- それに伴い譲渡等にあたっての構造規格を規定する。

一定の定格以下の木質バイオマス温水ボイラー

- ①ゲージ圧力0.1MPa以下で、伝熱面積が16m²以下のもの
- ②ゲージ圧力0.6MPa以下で、かつ、100℃以下で使用するもので、伝熱面積が32m²以下のもの



4/24

公布:2022年3月 施行:2022年4月

2.事務所衛生基準規則の改正

現行

現在の事務所衛生基準規則(昭和47年労働省令第43号)第5条第3項において、事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室温が**17度以上28度以下**になるように努めなければならない旨規定されている。

改正の内容

事業者が空気調和設備を設けている場合の、室温の努力目標値について、**18度以上**28度以下とすること。

※WHO(世界保健機関)が、冬期の高齢者における血圧上昇に対する影響等を考慮して、室内温度のガイドラインにおける低温側の基準として**18°C以上を勧告**したことを踏まえて改正を行うものであり、同様の観点から改正される建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号)における基準(令和3年12月24日公布、令和4年4月1日施行)とも整合性が図られることとなる。

5/24

施行:2023年4月1日

3.安衛則の改正1

- 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正
 - **請負人への周知:保護具着用の周知**
(腐食性液体の圧送、廃棄物の焼却施設の業務)
 - **建設アスベスト訴訟に関する最高裁判決等を踏まえた対応**
(暑熱な場所、皮膚に障害を与える物、強烈な騒音の業務)
 - 加熱空気の排出etcへの措置(溶融炉etc)
- 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保(退避、立入禁止等)
 - 加熱された炉の修理では、冷却後に入ることの表示

6/24

3. 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正

- ・廃棄物の焼却施設での業務では、次の表示を行う。
 - a.ダイオキシン類により生ずるおそれのある疾病
 - b.ダイオキシン類取扱いの注意事項
 - c.有効な呼吸用保護具の使用
- ・騒音職場での表示に**請負人に請負わせる場合**を追加する。

4. 労働者以外の者による遵守義務

- ・多量の高温物質を取扱う場所等立入禁止の場所には**労働者以外**も含める。

7/24

同様に特別則に、請負人に対する要求等が追加

有機則 局排等の設備の稼働、防毒マスク等の着用の周知
有機溶剤に汚染されたときの洗浄
労働者以外に対する有害性等の表示

鉛則特有 病状を訴える労働者の医師による診断
労働者以外を含め作業場所での喫煙、飲食の禁止

特化則特有 物質毎に有機則と同様の規定がある。
※四アルキル鉛則、高気圧則、電離則、酸欠則、
粉じん則、石綿則は略

8/24

施行:2023年4月1日

4.安衛則の改正2

職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大 ※政令

- 法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないこととされており、その対象業種に、以下の業種を追加する。

- ・食料品製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)
- ・新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

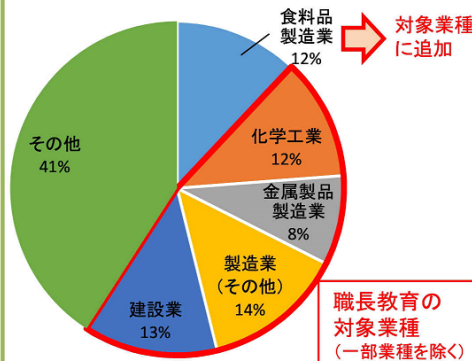
※ うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、すでに職長教育の対象である

9/24

(背景)

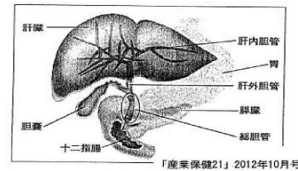
- 食料品製造業における災害の割合が高い

平成30年における化学物質の災害件数(約416件)



- 平成24年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者が化学物質の使用により胆管がんを発症するなど、印刷関連業務における災害が発生

「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」を対象業種に追加



10/24

特別則関連

11/24

公布:2022年1月

1.石綿障害予防規則等の一部改正

1 船舶の事前調査結果等の報告の義務付け

総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事又は改修工事を労働基準監督署への報告の対象とする。

<報告事項>

- 事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の性所
- 工事の名称及び概要、調査終了日、工事の実施期間
- 船舶の構造(総トン数)、石綿等の使用の有無、石綿無の場合の判断根拠、石綿有の場合のばく露防止措置の概要
- 調査を行った者の氏名、講習実施機関の名称

2 船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を行う者の要件の新設

船舶に係る事前調査については、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととする。

※具体的な要件については、告示で別途定める

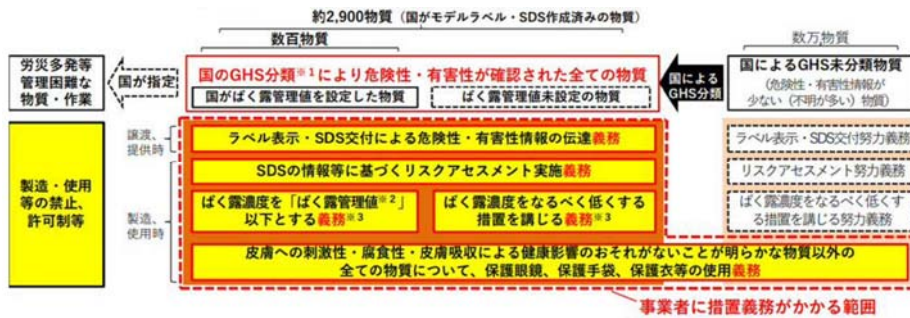
12/24

施行:2024年4月1日(予定)

2.安衛施行令・化学物質対策のあり方

特定の化学物質に対して**個別具体的な規制を行う**方式から、

➡ 危険性・有害性が確認された**全ての物質**に対して、**国が定める管理基準の達成**を求め、又はばく露濃度をなるべく低くする措置を講じることを求める方式(達成等のための手段は事業者において適切に選択)に大きく転換



名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加

○危険有害性のある化学物質を容器等に入れ提供[**法第57条及び法第57条の2**]

①名称等の表示

②SDS等の交付等

○化学物質のリスクアセスメントの実施[**法第57条の3**]

○今回の改正では、国によるGHS分類の結果、**発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性**の**区分1相当**の有害性を有する物質(**234物質**)を**令別表第9**に追加し、規制対象とする。

○令別表第9に追加した物質の裾切り値は、則別表第2に定める。

施行:2022年4月1日

3.解体・改修工事で石綿調査結果の報告

1. 事前調査結果の報告対象(年間200万件)

・石綿の事前調査結果の報告対象は、以下のいずれかに該当する工事で、**個人宅のリフォームや解体工事**なども含まれます。

【報告対象となる工事】

- ・建築物の解体工事(解体作業対象の床面積80㎡以上)
- ・建築物の改修工事(請負金額が税込み100万円以上)
- ・工作物の解体・改修工事(請負金額が税込み100万円以上)
- ・鋼製の船舶の解体または改修工事(総トン数20トン以上)

・大気汚染防止法に基づき**地方公共団体にも報告**する必要があります。

(鋼製の船舶は、石綿障害予防規則に基づく労働基準監督署への報告のみ必要となります。)

●建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。

※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



15/24

2. 電子システム(石綿事前調査結果報告システム)による報告のメリット

- ・パソコン、タブレット、スマートフォンから、**行政機関の開庁日や開庁時間にかかわらず**、いつでも報告ができます。
- ・1回の操作で、**労働基準監督署への報告と大気汚染防止法に基づく地方公共団体**への報告を同時に行えます。
- ・複数の現場の報告も、まとめて行うことができます。



16/24

労働基準関連

17/24

施行:2021年4月

1.改正高年齢者雇用安定法

<対象となる事業主>

- ・定年を**65歳以上70歳未満**に定めている事業主
- ・**65歳までの継続雇用制度**(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主

<対象となる措置>

次の①～⑤の**いずれか**の措置(高年齢者就業確保措置)を講じるよう努める必要があります。

① 70歳までの定年引き上げ
② 定年制の廃止
③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入 ※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⇒P2、3
⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 ⇒P2、3
a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業
※ ④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります(労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。)

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

18/24

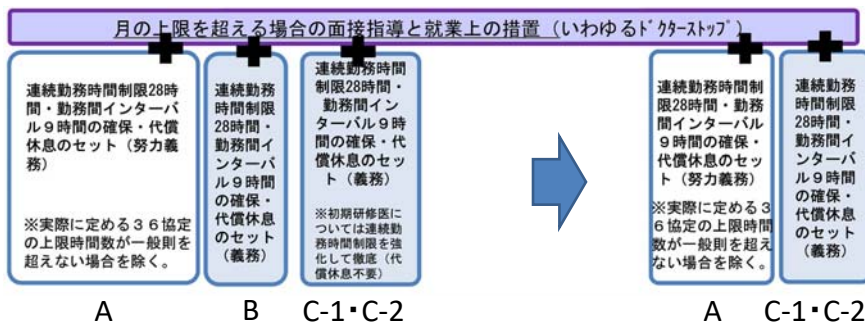
施行: 2024年4月

2. 医師の時間外労働規制



19/24

追加的健康確保措置



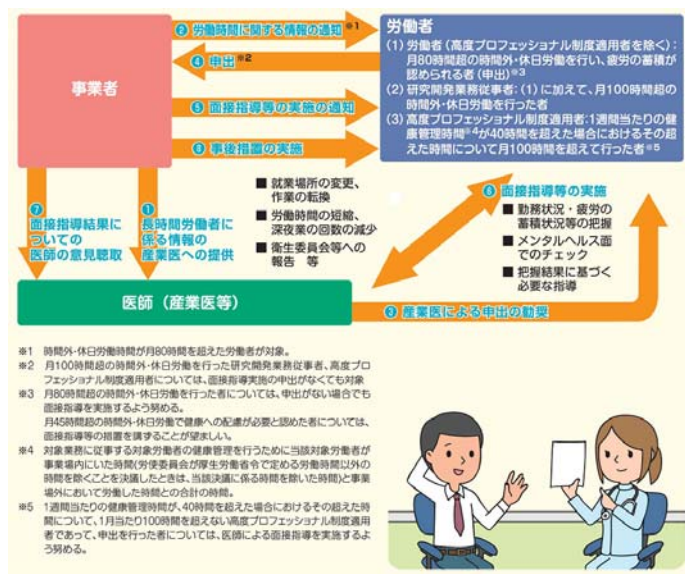
20/24

時間外労働上限規制の枠組み

	一般則	診療従事勤務医 に2024年度以降 適用される水準 <small>※月100時間未満、年960時間以下</small>	地域医療確保 指定特例水準 <small>※月100時間未満、年960時間以下</small>	集中的 技術向上水準 <small>※月100時間未満、年1,860時間以下</small>
①通常の時間外労働 (休日労働を含まない)	月45時間以下・年360時間以下			
②「臨時的な必要がある 場合」の上限	月100時間 未満	月100時間未満 (ただし一定の健康確保措置を行った場合には例外あり)		
・月の時間外労働時間数 (休日労働を含む)	※①の月45時間を 超えることができる 月数は年間 6か月以内			
・年の時間外労働時間数 (休日労働を含む)		年960時間以下	年1,860時間以下	年1,860時間以下
・年の時間外労働時間数 (休日労働を含まない)	年720時間以下			
③36協定によっても超えられ ない時間外労働の上限時間 (休日労働を含む)	月100時間未満 複数月平均80時間 以下	月100時間未満 (ただし一定の健康 確保措置を行った場 合には例外あり)	月100時間未満 (ただし一定の健康 確保措置を行った場 合には例外あり)	月100時間未満 (ただし一定の健康 確保措置を行った場 合には例外あり)
		年960時間以下	年1,860時間以下	年1,860時間以下

左記の時間数は、その時間までの労働を強制するものではなく、労使間で合意し、36協定を結べば働くことが可能となる時間であることを留意

長時間労働者への面接指導制度



時間外・休日労働時間が月80時間を超えたら

事業者

- 月80時間を超えた労働者本人に当該超えた時間に関する情報を通知しなければなりません。
- 申出をした労働者に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施しなければなりません。
- 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しなければなりません。

※小規模事業場では、産業保健総合支援センターの地域窓口において実施する、医師による面接指導を活用することができます。

※時間外・休日労働時間1か月あたり80時間超100時間以下の研究開発業務従事者であって申出を行った者には医師による面接指導を行わなければなりません。



労働時間の状況を適正に把握していますか？

- 労働時間の状況を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録する必要があります。

※労働時間の状況の把握はタイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等のログ記録等客観的な方法、その他の適切な方法によらなければなりません。

※「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、労働時間の適正な把握を行うようにしましょう。

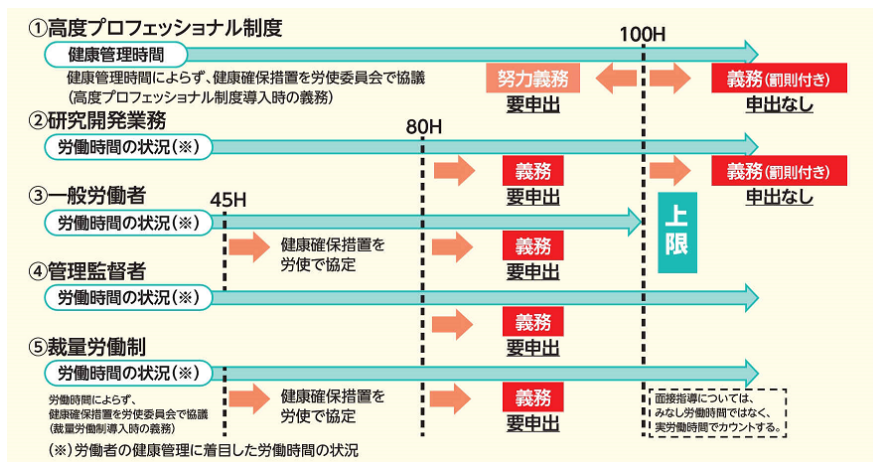
※裁量労働対象労働者や管理・監督者等含む全ての労働者（高度プロフェッショナル制度適用者を除く）について、労働時間の状況を把握する必要があります。

※高度プロフェッショナル制度適用者については、健康管理時間(注1)の把握が必要です。

注1 健康管理時間＝事業場内にいた時間＋事業場外労働の時間

23/24

各労働時間制度に係る医師の面接指導の要件



24/24